

第26号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第7号の2、第9号及び第10号の3中「250円」を「150円」に改め、同条第18号中「400円」を「300円」に改め、同条第73号を次のように改める。

(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査

1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては15万1,000円

第2条第73号の次に次の1号を加える。

(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査

1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円

第2条第93号、第96号及び第100号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第108号の2の次に次の1号を加える。

(108の3) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 3万3,000円

第2条第109号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同条第132号の2の2の次に次の2号を加える。

(132の2の3) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同条第2項により準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は第6項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの 1件につき 6万円

イ 3月を超え1年以内のもの 1件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの 1件につき 16万円

第2条第132号の14の3中「第12条第1項」の次に「又は第13条第2項」を加え、同条第132号の14の4中「第12条第2項」の次に「又は第13条第3項」を加える。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1号、第7号の2、第9号、第10号の3、第18号、第132号の14の3及び第132号の14の4の改正規定 平成31年4月1日

(2) 第2条第73号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定 平成31年7月1日

理 由

キオスク端末の証明書交付手数料の改定、建築基準法の改正及び神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 租税その他諸収入金に関する証明

1種類1年度につき 300円。

ただし、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付をする場合にあっては、1種類1年度につき 250円

150円

(1の2)～(7) 略

(7の2) 神戸市印鑑条例第18条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付

1通につき 300円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 250円

150円

(8) 略

(9) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項（同法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項の規定に基づく住民票に記録されている事項を記載した書類の交付

1通につき 300円。ただし、

キオスク端末により交付を
する場合にあっては、1通につ
き 250円

150円

(10), (10の2) 略

(10の3) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又
は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの
交付 1通につき 300円。ただし、
キオスク端末により交付をす
る場合にあっては、1通につ
き 250円

150円

(10の4)～(17) 略

(18) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第
1項、第10条の2第1項から第5項まで若し
くは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しく
は抄本又は同法第120条第1項若しくは第126
条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製
された戸籍に記録されている事項の全部若し
くは一部を証明した書面の交付
1通につき 450円。ただし、
キオスク端末により交付をす
る場合にあっては、1通につ
き 400円

300円

(19)～(72の7) 略

(73) 削除

(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び
維持管理に関する条例（平成30年12月条例
第14号）第8条第1項の規定に基づく特定
事業の実施に係る許可の申請に対する審査
1件につき、特定事業の用に供する土地
の区域の面積が1,000平方メートル未満のも
のには8万2,000円、1,000平方メー
トル以上のものには15万1,000円

(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及
び維持管理に関する条例第10条第1項の規

(74)～(92) 略

(93) 建築基準法第87条の2において準用する
同法第6条第1項の規定に基づく確認の申
請又は同法第87条の2において準用する同
法第18条第2項の規定に基づく通知に対す
る審査

ア, イ 略

(94), (95) 略

(96) 建築基準法第87条の2において準用する
同法第7条第4項又は同法第18条第17項の
規定に基づく完了検査

小荷物専用昇降機にあつては1基につき
1万8,000円, その他の建築設備にあつて
は1基につき2万4,000円

(97)～(99) 略

(100) 建築基準法第7条の6第1項第1号若
しくは第2号又は同法第18条第24項第1号
若しくは第2号(これらの規定を同法第87
条の2又は同法第88条第1項若しくは第2
項において準用する場合を含む。)の規定
に基づく検査済証の交付を受ける前におけ
る建築物等の仮使用の認定の申請に対する
審査 1件につき 12万円

(100の2)～(108の2) 略

定に基づく事業計画の変更の許可の申請に
対する審査

1件につき, 特定事業の用に供する土地
の区域の面積が1,000平方メートル未満のも
のにあつては5万9,000円, 1,000平方メー
トル以上のものにあつては12万8,000円

第87条の4

第87条の4

第87条の4

第87
条の4

(108の3) 建築基準法第53条第5項の規定に基
づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除
外に係る許可の申請に対する審査

(109) 建築基準法第53条第5項第3号の規定
に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適
用除外に係る許可の申請に対する審査

1 件につき 3 万3,000円

(110)～(132の2の2) 略

(132の3)～(132の14の2) 略

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1
項_____の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能確保計画（以下次号に
おいて「確保計画」という。）の建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定（以下この号及
び次号において「適合性判定」という。）に
対する審査

ア, イ 略

(132の14の4) 建築物省エネルギー法第12条第
2 項_____の規定に基づく確保
計画の変更の適合性判定に対する審査

1 件につき 3 万3,000円

第53条第6項第3号

(132の2の3) 建築基準法第87条の2第1項の規
定に基づく全体計画の認定又は同条第2項
により準用する同法第86条の8第3項の規
定に基づく全体計画の変更の認定の申請に
対する審査 1 件につき 2 万7,000円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は
第6項の規定に基づく建築物の用途を変更
し, 一時的に興行場等又は特別興行場等と
する場合の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの

1 件につき 6 万円

イ 3月を超え1年以内のもの

1 件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの

1 件につき 16万円

又は第13条第2項

又は第13条第3項

1 件につき、前号の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第12条第2項 _____ の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の15)～(158) 略

又は第13条第3項